

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク仙台（以下「この法人」という。）定款第15条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、定款およびこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を遂行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を処理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年2月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決定権限	
	代表理事	理事
役割	◎この法人を代表し、その業務を処理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰	◎理事会を構成し、職務を遂行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	○
事業報告案及び決議案の作成に関する事	○	○
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事		○
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○
規程案の作成に関する事	○	○
国外出張に関する事	○	
国内出張に関する事	○	
支出に関する事		
1件 200万円以上		○
1件 200万円未満	○	
セミナー等事業の実施に関する事	○	○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事	○	○
福利厚生に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	○
重要なもの	○	○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、理事の不在時等、理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。